

第3分科会の概要について報告いたします

テーマの一つ目は、「特別な配慮を要する児童生徒への対応」でした。特別支援学級に在籍する児童生徒数、加えて、通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒数が、増加の一途をたどっている中で、まず、小中学校の特別支援教育に関わる教職員の不足解消について、道教委からは、道独自の加算や加配措置で対応しているが、さらに、定数措置の改善・充実について、今後も国に要望していくとのことでした。

次に、教職員の専門性の向上に向けた研修等の取組と、免許状所有率向上の取組です。これについては、特別支援教育の充実に向けて、全教職員の理解が必要であり、保健福祉部と連携した特別支援充実セミナーを実施していること。

免許状所有率の向上については、平成26年から特別支援教育免許状取得講習を実施し、免許状所有者を増やす努力をしているとともに、教員養成段階において、特別な支援を要する児童生徒の指導に関する科目を、教員免許の取得要件に加えるよう取り組んでいる、との回答でした。

もう一点、切れ目のない支援と障がいのある人たちの自立に向けた、保護者・地域・社会に対する理解啓発については、保護者に対する進路指導協議会の開催、全道14管内における発達支援セミナーの開催などを行っており、今後もいっそう取組を進め、充実させていくとのことでした。

二つ目のテーマ、「学びの支援のための条件整備」についてですが、まず、「複式教育における教員の実践力向上」の取組については、ICTの活用によって道研と教育局をつないでの遠隔研修を実施していくこと。また、学びの環境整備については、地方交付税によって市町村に財源はあるはずなので、道から各市町村に環境整備の働きかけを継続していく、とのことでした。

次に、へき地級の改正についてですが、これは「へき地教育振興法」に則って行われており、次の改正は令和4年に予定されていることから、適正なへき地級の指定となるよう努めたい、とのことでした。

三点目、へき地・小規模校の学習環境向上に向けた教員定数の改善についてですが、これは、国の基準によるもので難しい面はあるが、国に要望して指導体制の充実を図れるように努めていきたい、との回答がありましたが、あくまでも国の基準なので、道としてはいかんともしがたい、といった印象を受けました。

最後に、全道各地で期限付き教諭の未配置による欠員状況が続いていることから、期限付教諭の任用上限年齢の拡大に対し、道教委の見解を伺いました。

期限付き教諭の任用年齢は59歳までとなっており、再任用制度との整合性の関係から任用上限年齢の緩和については難しいと言わざるを得ない。現在のところは、年齢制限のない時間講師の道しかない、ということでした。ただ、担当課が違うのではっきりしたことは言えないが、59歳以上の期限付き教諭について、担当課で検討はしているらしいという情報をいただきました。

立場上、いたし方ないとは思いますが、私たち現場にいる者にとって、ワクワクするような回答はなかなか得られませんでした。

以上が、かいつまんでではありますが、第3分科会の概要です。